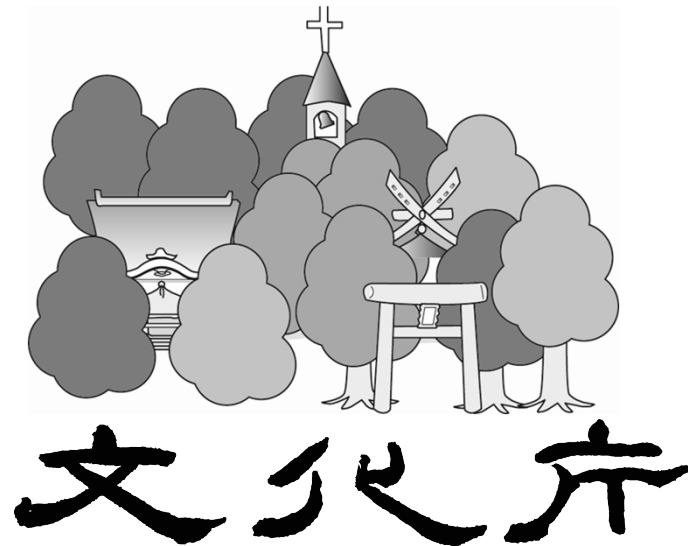


宗教法人の管理運営



「宗教法人の管理運営」

1. 宗教法人法の基本的理念と特徴
2. 宗教法人の規則
3. 宗教法人の役員
4. 宗教法人の事務の決定
5. 規則の変更
6. 財務運営[1][2]
7. 事務所備付け書類・帳簿[1][2][3]
8. 宗教法人の事業
9. 登記と各種届出
10. 不活動宗教法人対策について
11. 所轄庁
12. その他

1. 宗教法人法の基本的理念と特徴

(1) 宗教法人法の基本的理念

- 信教の自由の尊重と政教分離の原則
- 聖・俗分離の原則
- 自治の尊重と自律性への期待

(2) 宗教法人法の特徴

- 認証制度
- 責任役員制度
- 公告制度

2. 宗教法人の規則

(1) 「規則」は宗教法人の管理・運営の根本原則

- 常に最新の規則(変更認証を受けた場合は, その都度変更した内容を反映させたもの)全文を備え付けておく

(2) 残念ながら「規則」を無視した管理・運営も見られる

- 法人内でのトラブルの原因, 社会的な信用の失墜
- 財産処分について無効となることも

(3) 「規則」を点検してみてください

- 所轄庁の認証を受けた「規則」が有効であり、過去に規則変更している場合は要注意(変更認証を受けているにもかかわらず、変更前の規定で運営されていたり、認証を受けていない規定で運営されている場合がある)
- 宗教法人規則と細則、その他の法人の内部規程等との間で齟齬がないか
- 実態が規則と異なるときは管理・運営方法を規則に合わせる、無理なら所轄庁の認証を受けて規則変更を

(4) 万一、「規則」を紛失していたら所轄庁から謄本の交付を

3. 宗教法人の役員

(1) 代表役員と責任役員

- 宗教法人法では3人以上の責任役員が必置，そのうち1人が代表役員
- 呼称，資格，任免，員数（責任役員），任期，職務権限については規則で定めたとおりに

(2) 代務者

次の場合には代務者を置くこと

- 代表役員又は責任役員が，死亡や辞任などで欠けた場合で，速やかにその後任者を選ぶことができないとき
- 代表役員又は責任役員が，病気や長期旅行などで三月以上その職務を行うことができないとき

(3) 仮代表役員，仮責任役員

- 代表役員は「宗教法人と利益が相反する事項」については代表権なし → 仮代表役員を選任
- 「宗教法人と利益が相反する事項」＝法人所有の財産を代表役員が個人の立場で購入，代表役員所有の財産を法人に有償で譲渡，代表役員が法人から金銭の貸付けを受ける，代表役員個人の債務に法人の財産を担保に供する，などの場合
- 責任役員は「特別の利害関係がある事項」については議決権なし → 仮責任役員を選任
- 「特別の利害関係がある事項」＝責任役員個人と法人の利益が相反する，特定の責任役員の人事，特定の責任役員が法人の職員として受ける報酬や退職金，法人と特定の責任役員間の訴訟，などの事項

- (4) 総代，総会等の議決機関，顧問会等の諮問機関，監事等の監査機関 など
- 規則で任意に設置する機関
- (5) 役員に欠員がある場合には速やかに補充を
(不活動状態に陥ることの予防にもなる)

4. 宗教法人の事務の決定

- (1) 「宗教法人の事務」= 第三者との取引や、財産の管理など世俗的な業務の一切
- (2) 宗教法人の事務の決定権は責任役員(会)にあり
- (3) 代表役員による事務運営の独断専行は許されない

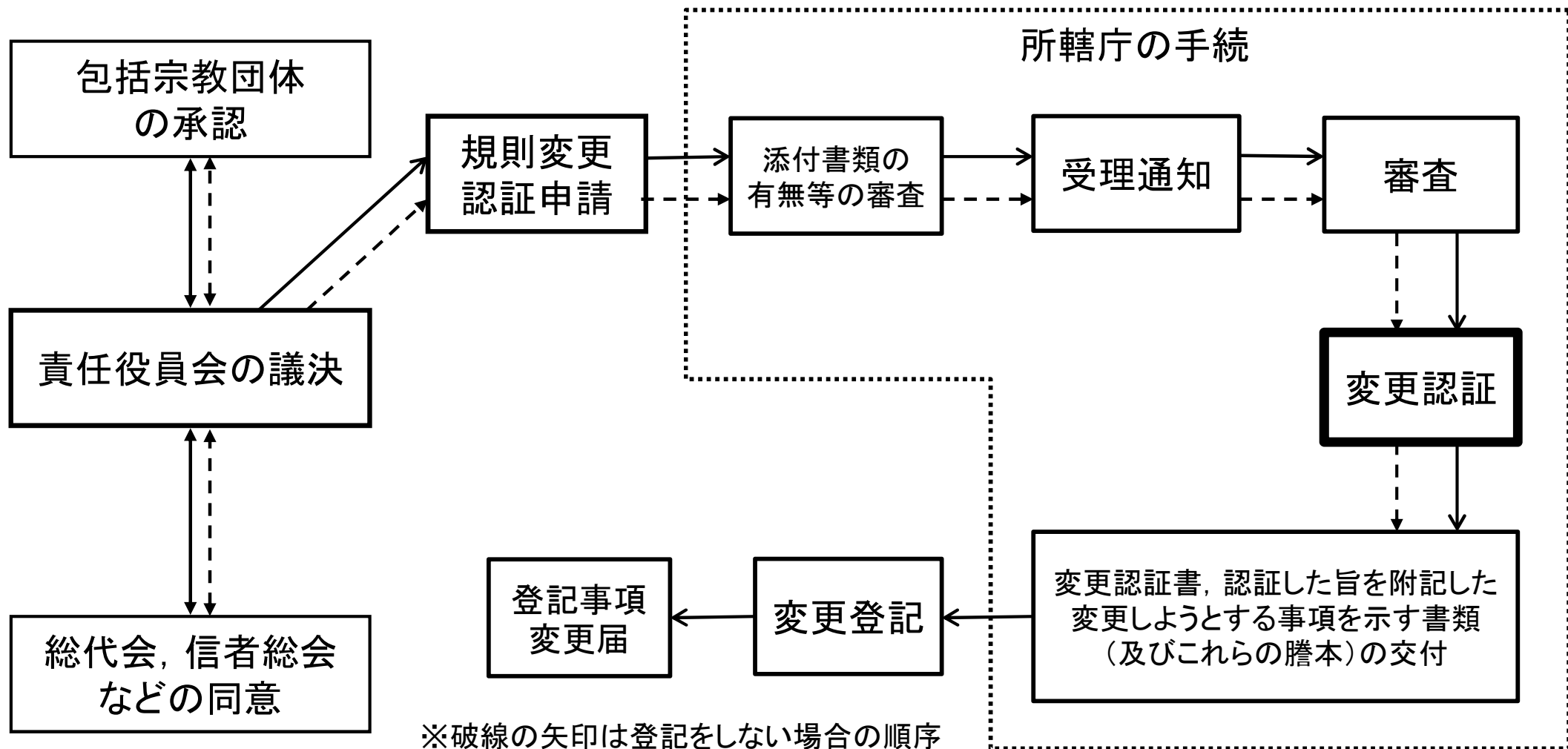
【代表役員の独断専行によるトラブルの事例】

- ・宗教法人Aは、所有する土地が都市計画道路の用地となり、億単位の補償金を得た。
- ・この補償金に目を付けた不動産ブローカーがAの代表役員に対し、観光客向けに施設の建て替えや温泉の掘削をしないかと持ちかける。
- ・代表役員はこの甘言に乗り、他の責任役員を無視してAの土地を担保に入れて融資を受け、建設会社に施設の設計を依頼し、温泉を掘り始める。
- ・また、このブローカーを責任役員に就任させ、寺の実印等を預けてしまった。
- ・しかし、実際には施設の建て替えは行われず、温泉も湧かず、代表役員が死去した後、Aの土地は大半が消失していることがわかり、また、借金を巡って多数の債権者が現れ、Aは裁判を起こされてしまった。

★役員を選任や財産処分等については、宗教法人法や当該法人の規則にしたがって決定し、適切に法人の管理運営を行うこと

5. 規則の変更

(1) 規則変更の手続のフローチャート



(2) 規則変更認証申請に必要な書類

- 一般例としては『宗教法人実務研修会資料(平成30年度版)』 41頁を参照
- 実際の手続に当たっては、あらかじめ所轄庁に相談を

(3) 規則変更認証申請において注意すべき点

① 事業の開始に関する規則変更

- 事業計画が具体的でかつ事業を実施することが確実である段階であることが必要
- 境内地，境内建物を利用して事業を実施する場合は，必要に応じ，財産処分に関する手続を経る必要がある
- 本来の活動に比べ事業の規模が過大でないか，法人の主たる目的と矛盾していないか，といった点にも，あらかじめ留意が必要

② 従たる事務所の設置に関する規則変更

宗教活動の広がり等により、主たる事務所とは別地域に活動拠点を設置して宗教活動を行う場合、効率的な法人運営又は円滑な事務の執行に資するため、主たる事務所とは別の活動拠点を従たる事務所として、規則変更を行う場合があるが、次の点に留意する必要がある

◆ 従たる事務所といえるためには

- ・ 宗教法人の主たる目的である宗教活動上必要であって、主たる事務所に準ずる事務体制が必要であり、実際に整備されていること
- ・ 常駐の責任者が置かれ、従たる事務所における事務の決定・執行について、その責任者に一定の権限が与えられ、その範囲内で、事務の決定・執行が行われていること

対外的には、従たる事務所における事務執行の責任は、代表役員が負うため、あらかじめ、責任役員(会)で、従たる事務所の責任者の資格や権限の範囲などの規程等を定めて、不都合が生じないようにしておくことが極めて重要

- ◆ したがって、従たる事務所としての実態を備えているからこそ、規則に記載するのであって、例えば、単に事業許可の要件を外形上満たすために記載するものではない

(4) 規則変更認証申請を要しないもの

- 市町村合併で行政区画等の名称が変更になった場合
 - ①登記: 変更登記申請に準じて申出→登記は登記官が職権で変更
 - ②規則: 宗教法人で規則を訂正→変更になった旨を所轄庁に届出
- 住居表示の実施の場合
 - ①登記: 宗教法人で規則を訂正→市町村発行の証明書を添付して登記所へ変更登記申請
 - ②規則: 変更になった旨を所轄庁に届出(登記事項証明書を添付)

事務所の移転など法人の意思で住所が変更になった場合(土地の分筆等を含む)は, 規則変更認証申請を行い, 認証後, 変更登記申請が必要

6. 財務運営[1]

(1) 財産の適切な管理・運用のポイント

- 財産の保全の努力
- 法人財産の認識
- 法人財産と個人財産との区別
- 宗教活動とその他の事業との区別

(2) 宗教法人の会計事務処理の基本

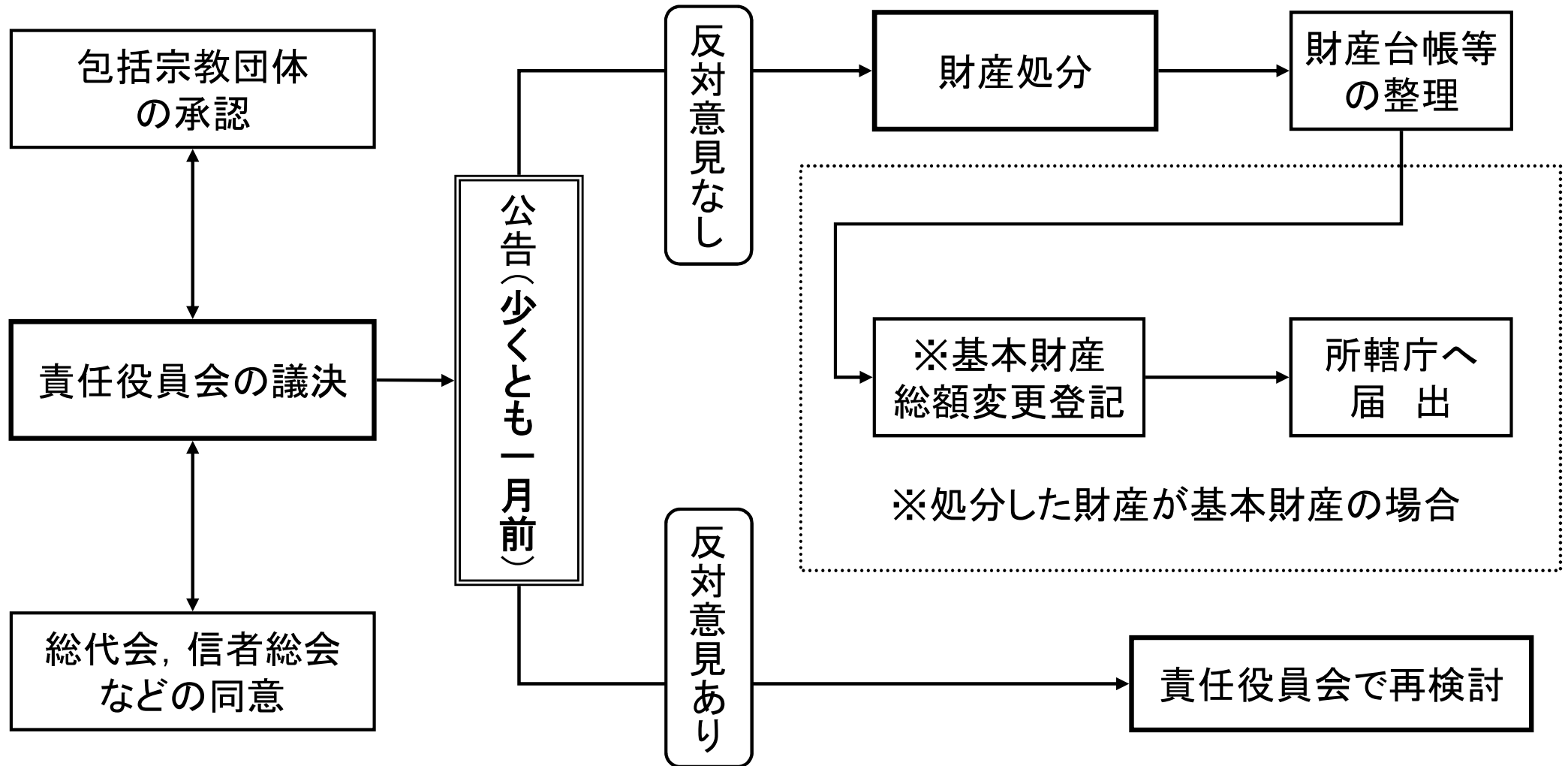
- 予算の管理を通して行う収入・支出の記録, 計算, 報告
- 財産の管理を通して行う資産, 負債の増減の記録, 計算, 報告

6. 財務運営[2]

(1) 財産処分等を行う場合には、少くとも一月前に公告が必要

- 不動産の処分
 - 「不動産」は、境内地・境外地、境内建物・境外建物を問わない
 - 「処分」は、売却、譲渡、交換、放棄、賃貸借、地上権又は地役権の設定など
 - 賃貸借の場合、土地は5年、建物は3年を超える場合、処分に該当
 - 使用貸借の場合でも、期間が20年に及ぶものは処分に該当
- 宝物の処分
- 担保の供与
 - 不動産・宝物について、抵当権や質権を設定、又は譲渡担保に供すること
- 借入又は保証
- 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却、著しい模様替
- 境内地の著しい模様替
- 主要な境内建物又は境内地の用途変更等

(2) 財産処分等の手続の流れ



財 産 処 分 公 告

(様式例)

このたび宗教法人「〇〇〇〇」規則第〇条に定める手続を経て、下記のとおり財産を処分することになりましたので、宗教法人法第23条の規定によって公告します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

信者その他利害関係人 各位

所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
名称	宗教法人「〇〇〇〇」
代表役員	甲 野 乙 郎 [印]

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 処分する財産
(物 件)
(処分金額) | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 宅地 100㎡ (現在空地)
総 額 1,000万円 |
| 2 | 処分の目的 | (具体的に記載すること) |
| 3 | 処分の相手方 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇産業株式会社 |
| 4 | 処分の年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 5 | 処分の方法 | 売 却 |

【財産処分のお知らせスケジュール例】

規則に公告の方法を『事務所の掲示場に10日間掲示する』と定めている場合の例

- ・ 責任役員会及びその他の機関の議決等を経る
- ・ 4月 1日 公告開始日
- ・ 4月 2日 公告開始起算日
- ↓ 《10日間掲示》
- ・ 4月11日 公告期間満了日
- ・ 4月12日 公告の取り外しはこの日以降にする
なお、措置期間は、4月12日より開始されている
- ↓ 《措置期間;1か月》 宗教法人法第23条
- ・ 5月11日 措置期間終了日
- ・ 5月12日 行為開始日

※掲示場に掲示する場合は、人目につきやすい場所の選定を！

(3) 公告をしなかった場合どうなるのか

- 「境内建物もしくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物」を処分した場合、その行為は無効
- 代表役員は、法人に対して義務違反の責任を負う

(4) 公告をせず無効となる場合でも、善意の相手方又は第三者に対しては、その行為の無効をもって対抗できない

- ・ 善意： 宗教法人法や規則で定める手続を行っていないことを知らなかった(知らなかったことについての過失が重大でなかった場合に限る)
- ・ 対抗できない： 宗教法人は、善意の相手方又は善意の第三者に対して、契約の無効を主張できない

7. 事務所備付け書類・帳簿〔1〕

事務所に備え付けなければならない書類・帳簿一覧

書類・帳簿	備付け義務	閲覧請求	所轄庁へ提出
(1)規則・認証書	○	○	-
(2)役員名簿	○	○	○
(3)財産目録	○	○	○
(4)収支計算書 (①公益事業以外の事業を行っている場合, ②年間収入が8千万円を超えている場合, ③実際に収支計算書を作成している場合)	○	○	○
(5)貸借対照表(作成している場合)	○	○	○
(6)境内建物(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類	○	○	○
(7)責任役員会等の議事録	○	○	-
(8)事務処理簿	○	○	-
(9)事業に関する書類(事業を行っている場合)	○	○	○
(10)その他書類, 帳簿 (「規則の施行細則」「登記事項証明書」「会計帳簿」「財産台帳」「信者名簿」など)	-	-	-

7. 事務所備付け書類・帳簿〔2〕

- (1) 次の者から請求された場合には、事務所備付け書類・帳簿を閲覧させなければならない
- 閲覧することについて正当な利益があり、
 - 閲覧請求の目的が不当な目的でない、
 - 信者その他の利害関係人
- (2) 閲覧請求の対象となる書類・帳簿
- 21頁の「書類・帳簿一覧」の「閲覧請求」欄参照
 - 作成の元となった帳簿等は対象外

(3) 閲覧請求できる者の具体例

- 宗教法人と継続的な関係を有し、宗教法人の財産基盤の維持形成に貢献している寺院における檀徒や神社における氏子など
- 宗教法人の管理運営上の一定の地位が規則等で認められている総代など
- 宗教法人と継続的な雇用関係にあり、一定の宗教上の地位が認められている宗教教師
- 債権者
- 保証人
- 包括・被包括関係にある宗教団体 など

7. 事務所備付け書類・帳簿[3]

- (1) 事務所備付け書類の一部は、その写しを所轄庁へ提出しなければならない
- (2) 提出すべき事務所備付け書類は、21頁の「書類・帳簿一覧」の「所轄庁へ提出」欄参照
- (3) 提出は、毎会計年度終了後4月以内
- (4) 提出を怠った場合には罰則も
- (5) 信教の自由を尊重し、所轄庁へ提出された事務所備付け書類は行政文書開示請求があっても不開示(存否応答拒否)

8. 宗教法人の事業

- (1) 宗教法人は、公益事業及び**目的に反しない限り**公益事業以外の事業(収益事業)を行うことができる
- (2) 収益事業において**収益を生じたときは**、当該宗教法人、包括宗教団体又は援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない
- (3) 宗教法人の事業は、**規模が過大**であること等により、**主たる目的を欠くものでないこと**
- (4) 宗教法人の収益事業は、**主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものでないこと**

(参考)

「墓地経営・管理の指針等について(平成12年12月6日)(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省生活衛生局長通知)」(抄)

○ いわゆる「名義貸し」が行われていないこと。

「特に宗教法人の墓地経営を許可する場合には、宗教法人の名を借りて実質的に経営の実権を営利企業が握るいわゆる「名義貸し」の防止に留意することが必要である。

この「名義貸し」については…次のような場合が考えられる。まず寺院(宗教法人)に対して石材店等の営利企業(仮にA社とする。)が墓地経営の話を持ちかけ、この寺院はA社より資金その他について全面的なバックアップを得て墓地経営の許可を受ける。

ところが当の寺院は墓地販売権を始めとした墓地経営については実質的に関与しない取り決めがA社との間で交わされている。そしてA社は墓地使用权とともに墓石を販売して多大な収益を得るが、これは一部を除いて寺院の収入とはならない。しかしながら、使用者とのトラブルについては、最終的な責任者は寺院にあるとしてA社は責任を回避する。そして、運営の安定性を欠いたままで、後には資金力のない寺院と墓地だけが残る…こうした事例で最も被害が及ぶのは墓地利用者である…宗教法人の側も、自らが墓地経営の主体であることを十分に認識して事業に着手することが重要である。」

【名義貸しによる霊園経営を巡るトラブルの事例】



- ・A県の宗教法人B寺は、檀家の減少に不安を持っていた。
- ・ある土地開発業者が、B寺に対し、C県に良い土地があるので、そこで霊園経営をしないかという計画を持ちかける。
- ・この計画は、土地開発業者が石材業者に資金を募り、土地取得・墓地造成に必要な費用を負担するものであった。
- ・当地の市役所は、墓地経営の許可に当たり、礼拝施設を設け宗教活動を行うことを条件としたため、B寺はC県に従たる事務所を設けようとしたが、宗派の承認が得られなかったことから、B寺はC県において、B寺分院という、宗派に属さない単立の宗教法人を設立し、市から経営許可を得た。
- ・ところが土地開発業者が倒産し、別の土地開発業者が債権とともに計画を引き継ぐ。
- ・しかし、この土地開発業者と石材業者の契約では、墓地購入者はB寺ではなく土地開発業者と契約することとなっており、B寺には墓地の永代使用料が入らないばかりか、墓地使用者の名簿すら渡らず、名実ともに名義貸しによる霊園事業となってしまった。
- ・こうしてB寺は墓地管理権を取り戻すべく、土地開発業者と石材業者を提訴することとなった。

【関係者を無視した納骨堂経営計画によるトラブルの事例】

- ・A県の宗教法人B寺の代表役員であるC住職は、高齢となるも後継者がなく、檀家も減少し、寺院も傷みが激しく、今後に不安を持っていた。
- ・ある葬祭業者が、C住職に対し、本堂や庫裏を併設した宗旨宗派を問わない大規模な納骨堂の建設計画を持ちかける。
- ・この計画は、資金繰りから利用者の募集まで全てを業者が行い、B寺は経営責任者となるものの、何らの支出は必要なく、完成後は祭祀全般や仏事の相談を行うというもので、寺の再建と檀家の増加を見込めるものであった。
- ・C住職はこの提案に乗り、責任役員会で建設の決定を決議し、B寺は業者と業務提携契約を結び、市に対して納骨堂経営の許可申請を行った。
- ・しかし、この決定に関して、B寺は規則で定める総代の同意や宗派の承認を得ておらず、建設計画の看板を目にした総代が業者主導の計画に強く反発、宗派に話が入り、C住職は懲戒を受け代表役員を失職、新たに宗派が選任した住職が市への申請を取り下げ、業者との業務提携契約を破棄、計画は立ち消えとなった。
- ・C住職はB寺に対し代表役員の地位確認等を巡って提訴、また、業者もC住職と宗派に対し、契約違反による損害賠償を求めて提訴する事態となってしまった。

9. 登記と各種届出

(1) 宗教法人が登記しなければならない場合とは

登記を必要とする場合(1)	認証
1. 設立の場合	
① 目的	要
② 名称	要
③ 事務所の所在場所	要
④ 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人・非宗教法人の別	要
⑤ 基本財産がある場合には、その総額	—
⑥ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	—
⑦ 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る財産処分行為に関する事項を定めた場合には、その事項	要
⑧ 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由	要
⑨ 公告の方法	要

登記を必要とする場合(2)	認証
2. 変更の場合	
・ 設立の際に登記した登記事項のうち, ①～④, ⑦～⑨の事項	要
・ 設立の際に登記した登記事項のうち, ⑤及び⑥の事項	—
3. 事務所移転の場合	要
4. 合併の場合	要
5. 解散の場合	要
6. 清算終了の場合	—
7. 礼拝建物及び敷地の登記を希望する場合	—

※ 従たる事務所の所在地においては, 「名称」「主たる事務所の所在場所」「従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る)の所在場所」のみを登記する(平成20年12月1日改正)

(2) 登記の後は, 必ず所轄庁へ届出を

10. 不活動宗教法人対策について

(1) なぜ、不活動宗教法人の整理が必要か

宗教法人は、宗教団体の物的基礎を確立し、その活動に資することを目的として法人格を与えられており、税制についても優遇されている

- ・近年、代表役員の高齢化や後継者不足により、活動の停滞や代表役員の不在などに陥る状況が生じており、これを放置すると、不正に第三者が法人格を取得し、脱税などの行為に悪用される恐れがある



宗教法人制度そのものに対する
国民の信頼を損ねる

(2) 不活動宗教法人とは

不活動宗教法人とは、宗教法人法第81条第1項各号に規定する裁判所による解散命令の要件等を踏まえ、何らかの対策を講じなければならない不活動の状態にある法人

(裁判所による解散命令の要件)

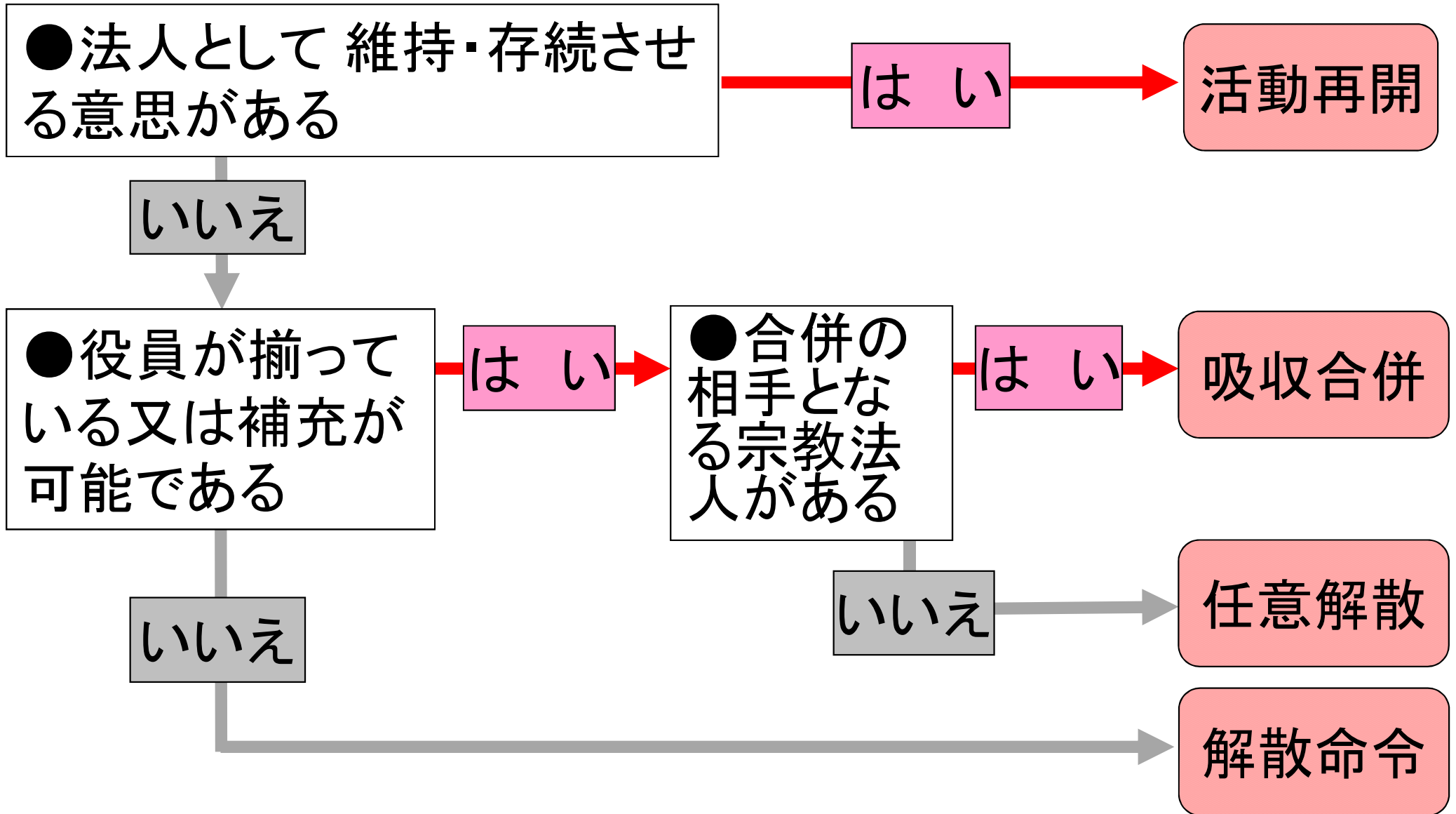
- ① 1年以上にわたって宗教活動をしていない
- ② やむを得ない事由がないのに礼拝の施設が滅失してから2年以上にわたってその施設を備えない
- ③ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない

法人関係者の高齢化・後継者不足、信者の減少等により宗教活動が困難になった場合は、早めの対策を！

(3) 不活動宗教法人を巡る事件

- 知人から休眠状態の宗教法人を引き継いだ代表役員が、市に無断で納骨堂などの建設に着手し、中止を求める市に対し右翼団体の介入をちらつかせて工事の継続を迫った疑いで逮捕(平成21年10月)
- 元暴力団員らが身寄りのない女性の遺言を偽造して不正に相続した土地を休眠状態の宗教法人を介して転売し、課税を回避した疑い(平成23年2月)
- 気功療法のセミナー企画会社が、休眠状態にあった宗教法人の代表権を購入し、セミナー受講料を「寄附金」として宗教法人の口座に振り込ませ、27億円の所得を隠した疑い(平成25年1月)
- 開運グッズ販売会社が、休眠状態の宗教法人を買収し、同法人から開運グッズを仕入れていると装って架空の仕入れ費を計上。約2億2200万円の所得を隠し、脱税した(平成26年11月)

(4) 不活動宗教法人対策の流れ



① 活動再開

- i 活動再開に当たっては、所轄庁と相談すること
- ii 代表役員や責任役員を欠いている場合は、規則に従って適正かつ速やかに役員を補充を
- iii 被包括宗教法人の場合は、包括宗教団体にも協力を要請すること

② 吸収合併

i 合併契約書案の作成

ii 合併の決定について規則で定める手続

- ・責任役員会の議決, その他の議決機関の同意, 包括法人の承認

iii 信者その他の利害関係人に対する公告

iv 財産目録等の作成

- ・財産目録・貸借対照表の作成

V 債権者に対する公告・催告

- ・ iii の公告をした日から2週間以内
- ・ 知っている債権者に対する催告
- ・ 異議を申し述べた債権者に対する弁済等

vi 合併契約の締結

vii 合併認証申請

- ・ 合併する当事者双方の代表役員の連名で所轄庁へ申請


viii 合併の登記

- ・ 認証を受けて2週間以内

ix 合併届・解散届

- ・ 登記後、所轄庁へ登記事項証明書を添えて届け出る

③ 任意解散の手続の流れ

- i 解散の決定について規則で定める手続
- ii 信者その他の利害関係人に対する公告
- iii 解散認証申請
- iv 印鑑届・解散及び清算人就任登記
- v 解散及び清算人就任届  《清算手続》へ

《清算手続》

i 印鑑届と清算人就任登記

ii 清算人就任届

- ・ i の登記後に所轄庁へ提出

iii 債権申出の公告・催告

- ・ 清算人就任から2月以内に少なくとも3回、官報に公告を行う

iv 清算事務

- ・ 現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の処分及び引渡し

v 清算結了登記と清算結了届

(5) 不活動に陥らないために宗教法人が運営上留意すべきこと

- i 現行の規則が、代表役員などが欠けた場合に、確実に後任者を選出できる内容になっているか

- ii 責任役員会を、定期的に行っているか

11. 所轄庁

(1) 所轄庁とは

宗教法人法に基づく事務について権限を有する行政庁

(2) 所轄庁の区分

① 都道府県知事

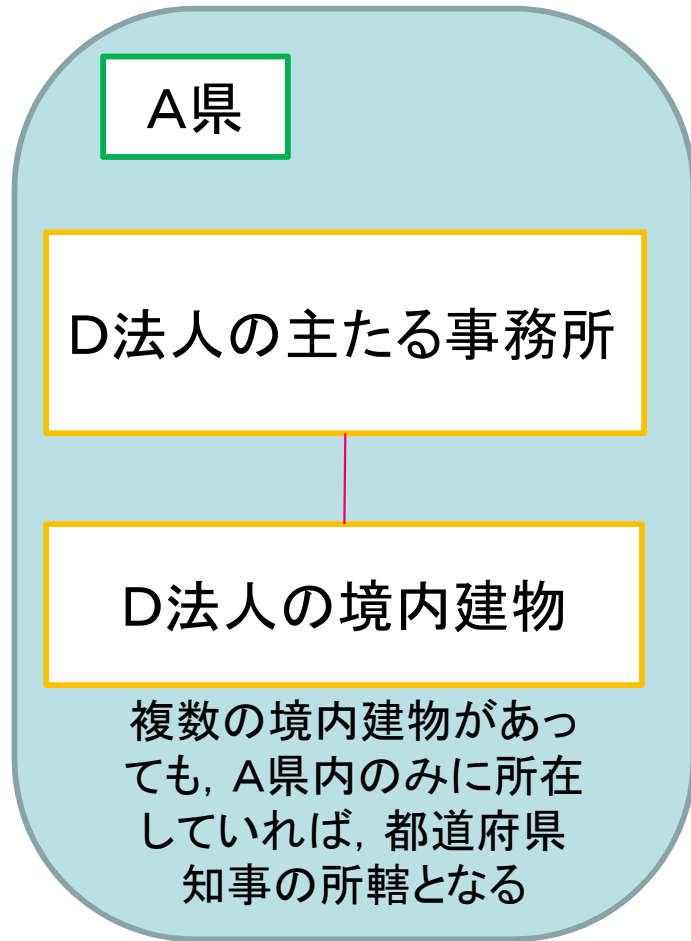
②を除き、主たる事務所の所在地を管轄している都道府県知事が所轄庁となる

② 文部科学大臣

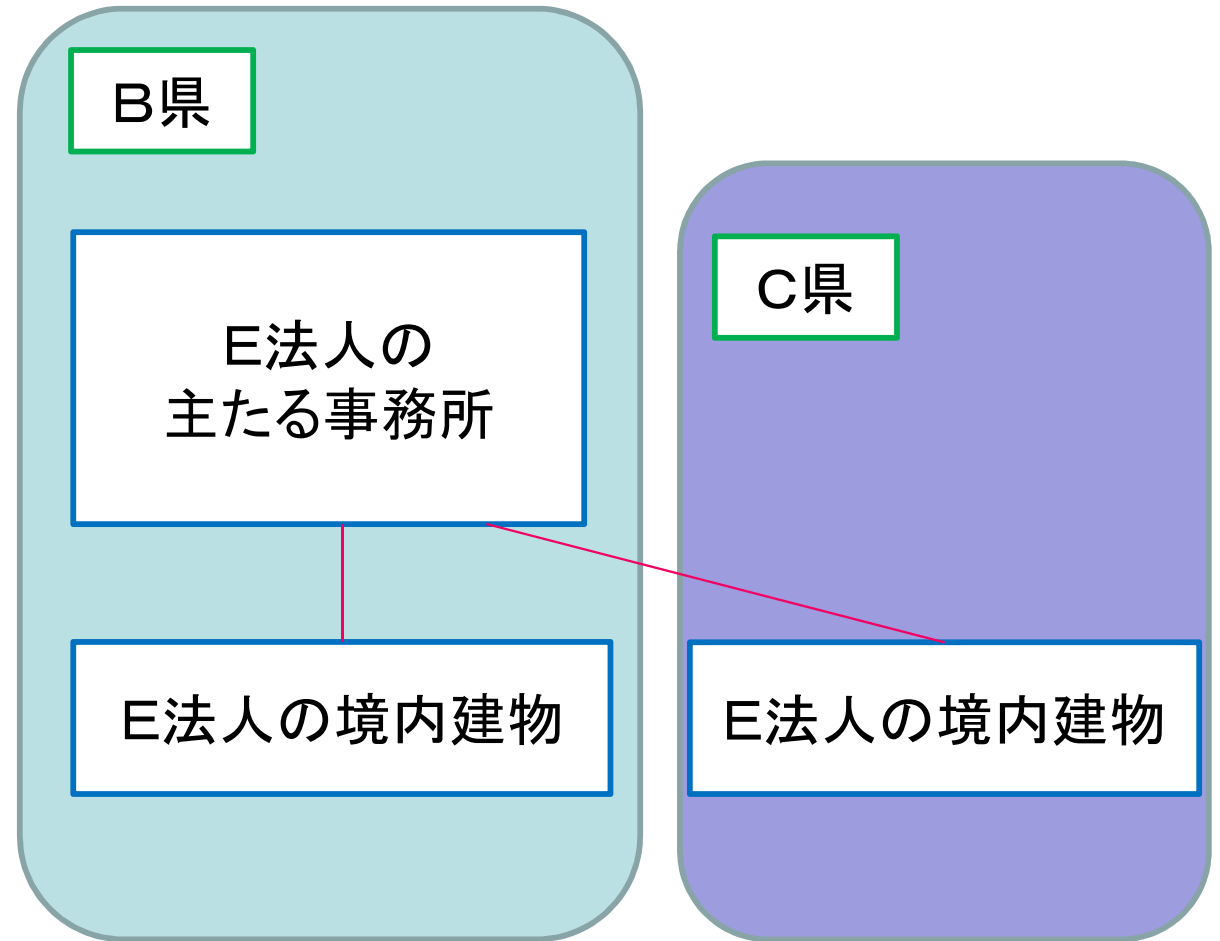
他の都道府県に境内建物を備えたり、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人などについては、文部科学大臣が所轄庁となる

具体例(単立法人の場合)

①都道府県知事が所轄庁となる例



②文部科学大臣が所轄庁となる例



※どこが所轄庁になるかによって法人の権利・義務に変動が生じる訳ではありません

12.その他

I. 法令改正関係

(1) 民法の成年年齢引き下げについて

- ・平成30年6月13日に成人年齢を、現行20歳から18歳に引き下げる民法改正が成立し、女性が結婚できる年齢も16歳から18歳に引き上げ、婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一される。
- ・平成34年4月1日施行予定。
- ・宗教法人法第22条第1号に、「未成年者」が役員の欠格事由として挙げられているが、18歳未満という意味に変更されることとなる。

(2) 成年被後見人等に関する欠格条項の見直しについて

- ・成年後見人制度の利用の促進に関する法律が、平成28年4月15日公布、同年5月13日施行されている。
- ・「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)において、数多くの欠格条項が成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘される。
- ・認知症や知的障害などで成年後見制度を利用した人が、資格、業務等から一律に排除される規定を削除し、心身の故障等の状況を個別に判断し、必要な能力の有無を判断する規程へと改正する一括法案を閣議決定(平成30年3月13日)
- ・法案は今後国会で審議が予定されている。

- ・宗教法人法の関連改正は、法律が成立した場合、公布の日から3月で施行予定。
- ・宗教法人法第22条第2号に、「成年被後見人又は被保佐人」が欠格事由として挙げられているが、「心身の故障によりその職務を行うにあたって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされることとなる。

【参考】 宗教法人法における役員欠格について

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員、又は仮責任役員となることができない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

Ⅱ．指定寄付金関係

(1) 指定寄附金

財務大臣が指定する，次の要件を満たす寄附金

- ①公益法人等が広く一般に募集する寄附金であること
- ②公益の増進に寄与するための支出で，緊急を要するものに充てられることが確実であること

(2) 東日本大震災と指定寄附金

東日本大震災のもたらした被害の大きさに鑑み、被災した宗教法人の建物等の復旧のための寄附金が指定寄附金の対象とされた

 「震災復旧寄附金」

◎ 大まかな流れ

法人が、主務官庁(=所轄庁)へ申請



所轄庁が、指定寄附金として適当である旨を確認
※確認の期限は、平成31年3月31日までに延長



指定寄附金となる

(3) 平成28年熊本地震と指定寄附金

平成28年熊本地震で被災した宗教法人の建物等の復旧のための寄附金が指定寄附金の対象とされた

 「熊本地震復旧寄附金」

◎ 大まかな流れ

法人が、主務官庁(=所轄庁)へ申請



所轄庁が、指定寄附金として適当である旨を確認
※確認の期限は、平成30年12月31日まで



指定寄附金となる

(4) 留意事項

- ① 適正に管理し，情報公開をすることが必要
- ② 信者等への割当てがなされ，半強制的に行われているというような批判がなされないようにすること
- ③ 事前に十分に所轄庁と相談すること

◎ 募金の主体について

単立宗教法人・包括宗教法人
→自ら寄附金を募集

被包括宗教法人

→方法①:自ら寄附金を募集

方法②:包括宗教法人を通じて募集

※どちらの方法で募集してもよいが、併用は不可

※方法②の場合には、包括宗教法人が寄附金を取りまとめて募集して、被包括宗教法人に配分する

(5) 対象となる建物等について

◎ 宗教法人の所有していた建物等^(※)のうち、次の要件を
全て満たすもの

- ① 宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ② 東日本大震災又は平成28年熊本地震により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

※ 建物等＝建物(その附属設備を含む)、構築物及びこれらと一体的に使用されている土地その他の固定資産

(6) 募集目標額・募集期間について

・募集目標額(寄附限度額)

募集目標額＝原状回復費－自己資金－借入金－補助金

※ 自己資金には、地震保険等の保険金や、敷地を移転する際に移転前の土地を売却した代金等を含む

※ 銀行等からの借入金を、震災復旧寄附金又は熊本地震復旧寄附金で返済することは認められない

この「借入金」は、銀行等から復旧費用の財源として、中長期的な返済計画を立てて借入をした資金等のことであり、原状回復事業を行うために一時的に借り入れたもの(一時金、手付金等)は含まれない

(具体的には、個別事案に応じて、借入金の趣旨等により判断)

・募集期間

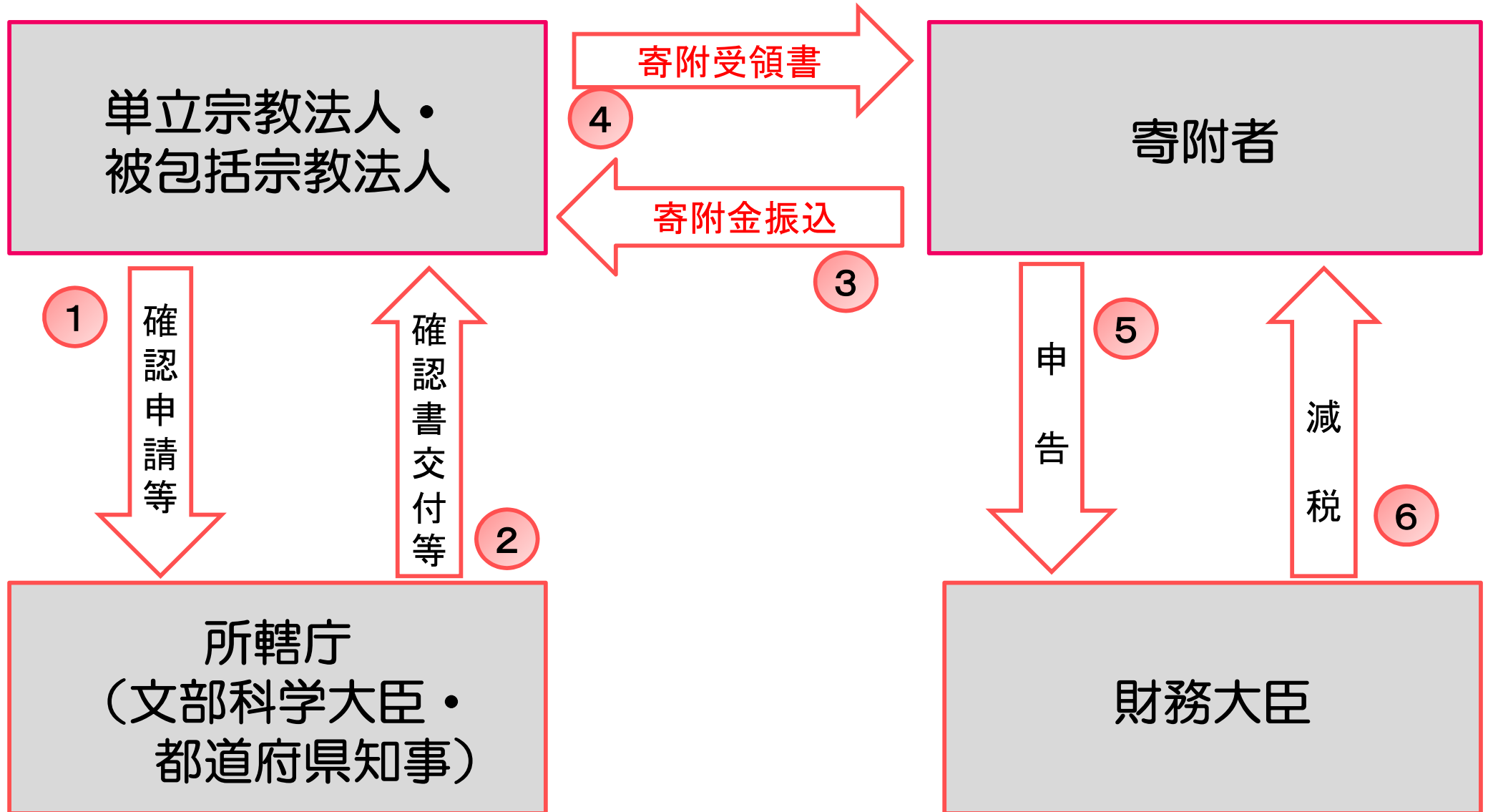
所轄庁が募集開始について確認をした日の翌日から3年以内で、募集要項で定める日まで

(7) 申請前の事前準備について

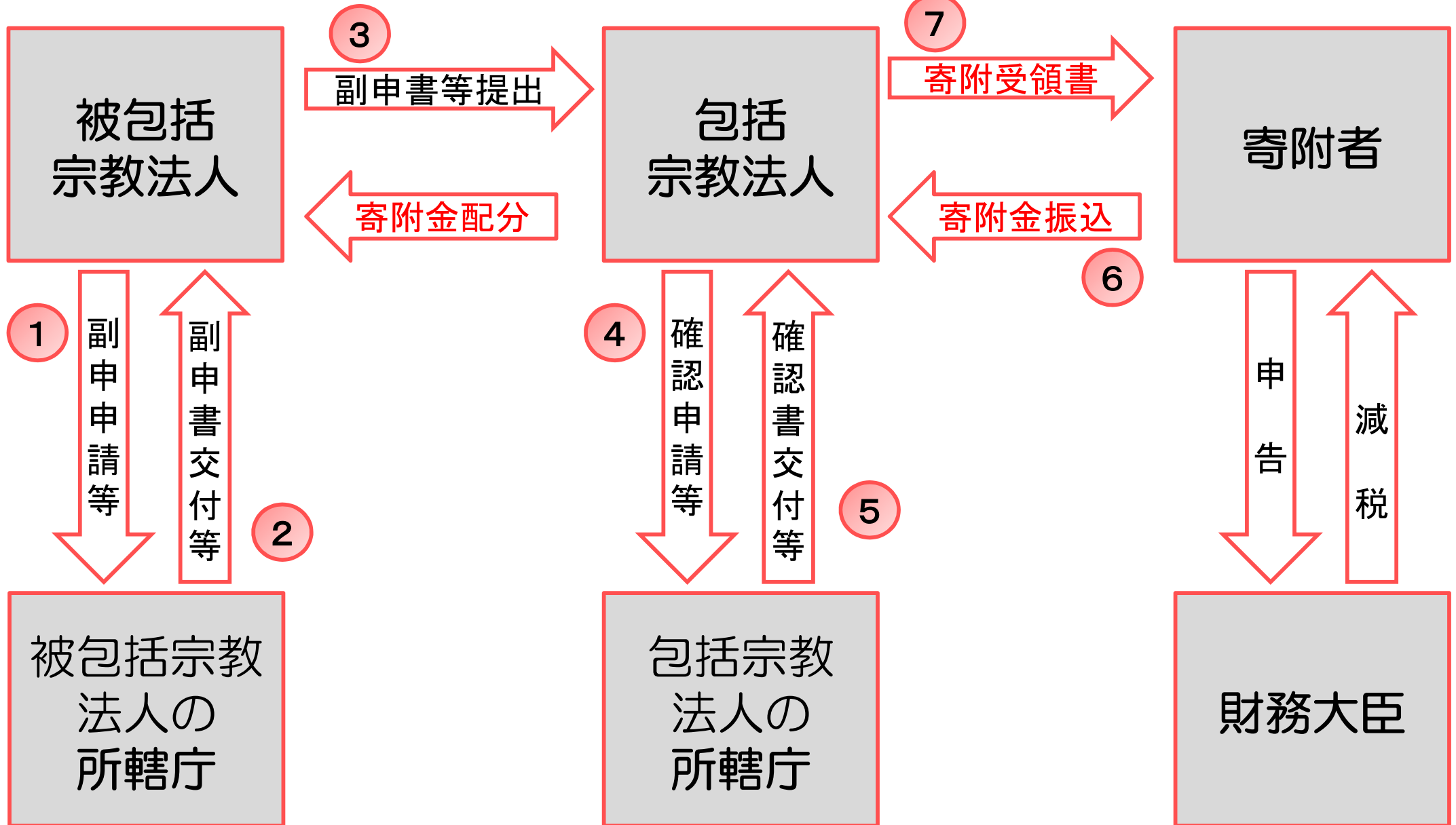
- ① 原状回復事業の対象とする建物等の調査・検討
 - ② 制度を利用する必要性の調査・検討
 - ③ 所轄庁と事前の打合せ
 - ④ 宗教法人の内部で、次の事項について正式に意思決定
 - 震災復旧寄附金又は熊本地震復旧寄附金の募集を行うこと
 - 原状回復事業のための特別会計を設定し、専用口座を開設すること
 - 募金方法
 - 募金の配分方法(※)
- ※包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて募集する場合のみ該当し、包括宗教法人が、募金配分計画書を作成するなどして、決定する

(8) 申請の概要

◎単立宗教法人又は被包括宗教法人が自ら申請する場合



◎包括宗教法人が被包括宗教法人をとりまとめて申請する場合



(9) 情報公開

情報公開が必要であり、情報公開については、募集要項にも記載することが必要

- ◎ 原状回復事業が終了するまで、極力、以下のとおり情報公開
1月ごと・・・寄附金の受入れ状況、配分状況
1年ごと・・・原状回復事業の進捗状況及び支出状況

- ◎ 情報公開の方法
インターネットの利用その他適切な方法により行う

※ホームページを備えていないなど、インターネットの利用が困難な法人においても、公告方法に準じた形式で公表するほか、機関紙に実施状況等を掲載し、寄附者からの問合せに応じるなど、適切に対応することが必要

(10) 各種報告等について

震災復旧寄附金又は熊本地震復旧寄附金の募集を開始したら、原状回復事業が終了するまで、所轄庁に対して、定期的に各種の報告をする必要がある

① 年次報告

募金中、毎会計年度終了後4月以内に報告する

② 募集終了報告

募集目標額に達した場合又は募集期間終了後1月以内に報告する

③ 募集終了後事業報告

募集終了後、原状回復事業が終了するまで毎会計年度終了後4月以内に報告する

④ 完了報告

原状回復事業終了後1月以内に報告する

※原状回復事業・募金計画の変更

所轄庁がやむを得ないと認めた場合のみ可能

<http://www.bunka.go.jp/>
